

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年5月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年4月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人女性みちみらい上越
- 3 代表者の氏名
野本 幸
- 4 主たる事務所の所在地
上越市高土町1丁目8番3号
- 5 定款に記載された目的
 - (1) 上越地域の「道」をキーワードに、女性の視点で社会資本の整備のあり方を考え、これからの道づくり、まちづくりについて提言すること。
 - (2) 上越地域に在住する女性が、自発的に参画する活動を通して、産、学、官とのパートナーシップを実現し、まちづくりの活動を行っていくこと。
 - (3) 上越地域に在住する女性が、「道」をキーワードとした交流や学習を通して、お互いにその能力を高め合うこと。
 - (4) 暮らしを支える道づくりを通して、地域の安全活動を推進すること。
 - (5) 道を通じての交流や連携を通して、文化活動、経済活動の活性化を図り、地域の活力づくりに貢献すること。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (3) 地域安全活動
 - (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (5) 経済活動の活性化を図る活動
 - (6) (1)～(5)の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(特定非営利活動の種類) 第4条 (略) (1) (略) <u>(2) 観光の振興を図る活動</u> <u>(3)～(6) (略)</u> <u>(7) (1)～(6)の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</u> (機能) 第23条 (略) (1)～(3) (略) (4) 事業計画および活動予算並びにその変更 (5) 事業報告および活動決算 (6)～(9) (略)	(特定非営利活動の種類) 第4条 (略) (1) (略) <u>(2)～(5) (略)</u> <u>(6) (1)～(5)の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</u> (機能) 第23条 (略) (1)～(3) (略) (4) 事業計画および収支予算並びにその変更 (5) 事業報告および収支決算 (6)～(9) (略)

<p>(招集)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員及び賛助会員はあらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員及び賛助会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員及び賛助会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び賛助会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(招集)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事会を招集するときには会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事会を招集するときには会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>
<p>(事業計画および予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画および予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>(事業報告および決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(事業報告および決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び賛助会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び賛助会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p>